

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

契約担当官等名(東海総合通信局長)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
名古屋合同庁舎第3号館ICカード入退館管理システム保守管理業務	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月3日	株式会社クマヒラ 東京都中央区日本橋室町2-1-1	1010001108872	(会計法第29条の3第4項) 公募により一般競争参加資格者から履行者の募集を行い、株式会社クマヒラのみから応募表明書の提出があり、内容について確認した結果、履行についての確と判断したため当該社と随意契約を行ったものである。	-	1,464,760	-	-	-	-	-	
名古屋合同庁舎第3号館空調用自動制御機器等保守点検業務	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月3日	ジョンソンコントロールズ株式会社 東京都渋谷区笹塚1-50-1	8011001046081	(会計法第29条の3第4項) 公募により一般競争参加資格者から履行者の募集を行い、ジョンソンコントロールズ株式会社のみから応募表明書の提出があり、内容について確認した結果、履行についての確と判断したため当該社と随意契約を行ったものである。	-	2,365,000	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借(4件)	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	5,053,290	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	928,532	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,551,792	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	875,160	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,101,368	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,164,878	-	-	-	-	-	
電気通信設備等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	901,560	-	-	-	-	-	
鉄塔等賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,777,380	-	-	-	-	-	
建物賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,716,000	-	-	-	-	-	
建物賃貸借	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市中区白壁一丁目15番1	令和5年4月1日	電気通信設備等の設置場所の安全を確保するため、契約の相手方の商号又は名称及び住所は、非公表とする。	-	(会計法第29条の3第4項) 本件については、電気通信設備を機能させるために当該地域における設置候補地の中から最適の場所を選定したものであり競争を許さないため当該社と随意契約を行うものである。	-	1,675,476	-	-	-	-	-	

公共調達適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品・役務等)及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について(平成24年6月1日 行政改革実行本部決定)に基づく情報の公開

契約担当官等名(東海総合通信局長)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備 考
										公益法人 の区分	国所管、都 道府県所 管の区分	応札・応 募者数	
電波利用環境保護の周知・啓発に係るAM・FMラジオCM等の請負	支出負担行為担当官 東海総合通信局長 北林 大昌 東海総合通信局 名古屋市東区白壁一丁目15番1	令和4年9月15日	株式会社東海アドエージェンシー 名古屋市中区大須4-12-3	4180001038489	(会計法第29条の3第4項) 本件は、電波利用環境保護の周知・啓発として、ラジオスポットCMを利用することにより、幅広い年齢層に対し周知啓発を行うことで、電波利用環境を保護することを目的とし、その実施に当たっては、企画性、訴求性、的確性及び表現性等の優れた要件が必要であり、価格競争になじまないため、公募による企画競争で選定した業者と随意契約を行ったものである。	-	5,263,500	-	-	-	-	-	